

北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物の安全かつ早期の処理の推進に関する要綱

制定 平成27年3月12日

改定 令和3年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（平成27年3月策定）に則り、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物及び使用中機器の適正かつ計画的な保管及び処理を確保するために必要な事項を定めることにより、PCB廃棄物の安全かつ一日も早い処理の完了を推進し、もって、市民の安全・安心及び理解の確保並びに生活環境の保全に資することを目的とする。

(PCB処理推進協力金)

第2条 市長は、PCB廃棄物の安全かつ早期の処理を推進するため、搬入事業者、処理業者その他の関係者に対して、PCB処理推進協力金（以下「協力金」という。）を求めることができる。

2 協力金の額は、1口1万円を基本とし、関係者が広く薄く公平に分かち合うため、次の各号に規定する者にあつては、当該各号に定める額を目安とする。

(1) 搬入事業者 搬入するPCB廃棄物1kgにつき100円

(2) 処理業者 PCB廃棄物処理による収益の100分の1

3 市長は、協力金をPCB廃棄物処理に係る安全対策その他のPCB廃棄物の安全かつ早期の処理を推進するために必要な事業の経費に全額充てるものとする。

4 市長は、協力金を北九州市環境保全基金条例（平成2年北九州市条例第3号）による北九州市環境保全基金に積み立て、他と区分して経理するものとする。

5 市長は、協力金を通じた関係者の協力状況について、市民に広く周知するよう努めるものとする。

(処理意向書の提出)

第3条 市内でPCB廃棄物を保管し、又はPCB含有機器を使用している事業者（以下「保有事業者」という。）は、毎年度6月30日までに、次の各号に掲げる事項を記載した処理意向書（第1号様式）を市長へ提出しなければならない。

(1) 保有事業者の住所、氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び電話番号

(2) 未処理のPCB廃棄物及び使用中機器（以下「未処理機器」という。）の種類及び数量

(3) 未処理機器の処理の予定時期及び処分を行う者の名称

(PCB廃棄物の分解又は解体の禁止)

第4条 PCB廃棄物の分解又は解体は、特段の事情がある場合を除き、行ってはならない。

2 市内で保管するPCB廃棄物をやむを得ず分解又は解体しようとする事業者は、次の各号に掲げる事項を記載した分解・解体計画書(第2号様式)をあらかじめ市長へ提出しなければならない。

(1) 保管事業者の住所、氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び電話番号

(2) 特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名、電話番号

(3) 分解又は解体しようとするPCB廃棄物の種類、数量、型式等及び事業場の名称

(4) 分解又は解体しなければならない特段の事情

(5) 分解又は解体作業の方法

(6) 作業時の生活環境及び作業環境保全上の措置に関する事項

(7) 分解又は解体後の廃棄物に係るPCB含有の有無の確認に関する事項

3 市長は、前項の分解・解体計画書に基づき、やむを得ない特段の事情があり、かつ、分解又は解体作業の方法、生活環境及び作業環境保全上の措置並びに分解又は解体後の廃棄物のPCB含有の有無の確認方法が妥当であると認められる場合に限り、当該分解又は解体の承認を行うものとする。

4 処理業者は、前項の承認を受けずに分解又は解体されたPCB廃棄物の収集運搬又は処分を行ってはならない。

(報告徴収)

第5条 市長は、この要綱の施行に必要な範囲において、搬入事業者、処理業者及び保有事業者(以下「関係事業者」という。)に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第6条 市長は、この要綱の施行に必要な範囲において、関係事業者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第1項の規定による搬入計画書の提出に必要な手続は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

処理意向書

年 月 日

北九州市長 様

届出者（保有事業者）

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

未処理のPCB廃棄物・使用中機器の処理に関する意向について、北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物の安全かつ早期の処理の推進に関する要綱第3条の規定により、次のとおり提出します。

1 事業場情報

事業場の名称		事業場の所在地	
担当者(所属・氏名)		電話番号(直通)	

2 未処理のPCB廃棄物・使用中機器について

種 類	数 量 (単位)	状 態	分析の有無			処理に関する意向	
			分析の有無	濃度 (mg/kg) (※1)	分析の予定時期 (※2)	処理の予定時期	備 考 (※3)
	()	保管中 / 使用中	分析済 / 未分析		年 月	年 月	
	()	保管中 / 使用中	分析済 / 未分析		年 月	年 月	
	()	保管中 / 使用中	分析済 / 未分析		年 月	年 月	
	()	保管中 / 使用中	分析済 / 未分析		年 月	年 月	

※1 PCB濃度が判明している場合に記入してください。高濃度（5,000mg/kgを超えるもの）の場合は『高』を記入してください。

※2 未分析の廃棄物・機器等について記入してください。

※3 処理委託先が決まっている場合はその名称、使用中機器については取外し予定時期、その他、付記事項があれば記入してください。

(第2面)

分解又は解体作業の方法		
生活環境及び作業環境の保全上必要な措置	飛散、流出、及び地下浸透の防止措置	
	大気中への飛散、流出の防止措置	
	作業環境の保全措置	
	作業で生ずる廃棄物の適正な保管方法	
	緊急時の措置	
PCB含有の有無の廃棄物の確認に係る分解又は解体後の方法	サンプリング方法	
	分析方法	

【添付書類】

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書の写し
- 特別管理産業廃棄物管理責任者の氏名及び資格を示すものの写し